

交規甲達第11号
平成23年7月4日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号。以下「改正法」という。）は、平成23年4月4日に公布、同年7月1日に施行され、家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第170号。以下「改正令」という。）は、同年6月17日に公布、同年7月1日に施行される。

改正法による改正後の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第10条第3項の規定により、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ等」という。）にかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するための緊急の必要がある場合には、都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は通行の制限又は遮断（以下「通行制限等」という。）を行うことができることとなったが、改正令による改正後の家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、法第10条第3項の規定による通行制限等をしようとする都道府県知事等は、通行制限等が行われる場所を管轄する警察署長に事前に協議することとされた（改正法については別紙1、改正令については別紙2のとおり。）。

法第10条第3項及び令第3条第1項の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

改正法の施行前は、都道府県知事等は、牛疫、牛肺疫、口蹄疫又はアフリカ豚コレラの患畜又は疑似患畜が発生し、家畜伝染病のまん延を防止するための緊急の必要があるときには通行制限等を行うことができたものの、家畜以外の動物がこれらの疾病にかかっていることが発見された場合には、通行制限等を行うことができなかった。

この度、改正法により、通行制限等の対象疾病として豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが追加されるとともに、鳥インフルエンザ等の発生を予防するため、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等にかかっていることが発見された場合にも、都道府県知事等が通行制限等を行うことができることとされたが、これに伴い、交通流への悪影響が不相当なものとならないよう、この通行制限等を行おうとする都道府県知事等は、事前に当該場所を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

2 内容

- (1) 都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、72時間を超えない範囲内において期間を定め、当該動物がいた場所、又はその死体があった場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる（法第10条第3項）。
- (2) （1）により通行制限等を行おうとする都道府県知事等は、通行制限等が行われるべき場所を管轄する警察署長に協議しなければならない（令第3条第1項）。

なお、法第15条の規定に基づく通行制限等の場合には、通行制限等を行おうとする都道府県知事等は、当該場所を管轄する警察署長に通報をすることとされており、協議をする必要はない（令第5条第1項）。

3 留意事項

- (1) 法第10条第3項の規定に基づく通行制限等は72時間以内の期間を定めて行われる緊急の措置であることから、令第3条第1項の規定による都道府県知事等からの協議が警察署長に対してなされた場合には、交通規制課長に報告の上、迅速な対応を行うこと。また、通行制限等の区間が複数の警察署の管内にまたがり、複数の警察署長に対して都道府県知事等からの協議がなされた場合は、交通規制課で調整を図ることとする。
- (2) 協議を受けた警察署長は、交通の安全と円滑を確保する観点から、次の事項等について必要な意見を述べることとする。

ア 消毒場所等の確保

イ 都道府県知事等が講ずる通行制限等の担保措置

ウ 通行制限等の対象

エ 通行制限等を行う道路の区間

オ う回路の設定及び広報